

地方自治体における不登校児童生徒へのサポート体制の 現状と課題

—不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校を設置する自治体を中心に—

後藤 武 俊*

本稿の目的は、不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校として運営されている教育機関が具体的にどのような実践を行っているのか、また、そうした教育機関を設置する自治体が全体としてどのような不登校対策を行っているのかについて、3つの自治体(八王子市・京都市・大和郡山市)間の比較検討を行い、今後の不登校児童生徒へのサポート体制に求められるものへの示唆を得ることにある。分析の結果、当該特例校を設置する自治体では、いずれも多様な機関や機能を準備し、総体として不登校児童生徒に対する支援の「網の目」を形成しようとしていることを明らかにした。また、それ以外にも、不登校児童生徒に関する相談窓口や情報共有の拠点の一元化、特例校における体験活動および自己肯定感・他者理解促進プログラムの実施、異年齢集団における学び合いの重視といった点で共通点が見られることを明らかにした。

キーワード：不登校，教育課程特例校，サポート体制

1. はじめに

本稿の目的は、不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校として運営されている教育機関が具体的にどのような実践を行っているのか、また、そうした教育機関を設置する自治体が全体としてどのような不登校対策を行っているのかについて、自治体間の比較検討を行い、今後の不登校児童生徒へのサポート体制に求められるものへの示唆を得ることにある。

2013年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(以下、「問題行動等調査」とする)によると、現在、日本では不登校の状態にあるとされる児童生徒(小・中学校)が119,617人存在している。これは、全児童生徒の約1.2%に相当する人数である。内訳を見ると、小学校は24,175人(0.36%)、中学校は95,442人(2.69%)となっており、特に中学校段階の不登校が多いことが分かる。不登校児童生徒の数がピークに達した2001年度(138,722人)以降は徐々に減少傾向にあるものの、2013年度には再び増加に転じており、依然として10万人以上の児童生徒が不登校の状態に置かれている。

こうした児童生徒に対して様々なかたちで学習機会を提供してきたのがフリースクール等の民間

*教育学研究科 准教授

教育施設や、地方自治体の適応指導教室ないし教育支援センターである（以下、本稿では便宜上「適応指導教室」のみを用いる）。フリースクール等については、2015年度に初めて政府による全国調査が行われ¹、ここで調査対象となった団体・施設数は474となっている。回答のあった319（67%）の内訳をみると、特定非営利法人が146（45.8%）と最も多く、次いで法人格を有しない任意団体が70（21.9%）、以下、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人の28（8.8%）や営利法人（株式会社等）の27（8.5%）などとなっている。一方、適応指導教室については、前述の2013年度「問題行動等調査」によると、市町村で1,249カ所、都道府県で37カ所となっている。これらに加えて、現在では、不登校特例校として認定を受けている学校や、IT等を活用して自宅における学習活動の支援を行っている教育機関も表れてきている。

だが、このように多種多様な教育機関が存在しているにも関わらず、実際に適応指導教室を利用してしている児童生徒は不登校児童生徒全体の12%（14,310人）程度であり、フリースクール等についても1団体あたりの子供の数が平均13.2人であることを考慮すると、こうした教育機関を通じて学習の機会を得ているのは不登校児童生徒全体の1～2割程度にとどまっている。もちろん、児童生徒自身が「引きこもり」の状態にあり、学習機会にアクセスできない、もしくはアクセスを促すことが必ずしも適切ではない場合も考えられるが、「教育を受ける権利」の保障という観点から問題となるのは、不登校に対応した教育機関がそもそも存在しない場合や、存在していたとしても、かれらの具体的なニーズや困難に応じたサポートができていない場合である。

適切な教育機関の不在に関しては、本山敬祐（2011）が明らかにしたように、全国の市区の91.2%ではフリースクールか適応指導教室の両方あるいはどちらかが設置されているのに対して、町村の74.7%ではどちらも設置されておらず、自治体の規模との相関が大きい²。町村の場合、不登校児童生徒の数自体が少なかったり、財政的な余裕がなかったりなどの要因も考えられるため、直ちに設置を進めるべきとは言い難い部分もある。その場合、教育相談や学習機会提供について自治体間の広域連携を進めることなどが一つの方向性として考えられる³。

他方で、既に不登校児童生徒のための教育機関が一つ、ないし複数存在しているにも関わらず、児童生徒の具体的なニーズや困難に対応できていない場合には、当該機関の機能の拡充や複数機関の間での連携の構築が求められる。機能拡充の例としては、専任教員やカウンセラー、学生ボランティア等の増員、学習プログラムの多様化と体系化などが挙げられる。一方、機関連携の例としては、学校と適応指導教室、教育相談センター間の連携や、福祉系部局との連携、フリースクール等の外部機関との連携などが挙げられる。もちろん、両者は二者択一的なものではなく、連携を通じた機能拡充（例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は、学校単独で見れば機能拡充だが、児童生徒の情報に関する学校と教育委員会との連携という側面もある）や、機能拡充の延長上で複数機関の設置に至る場合（例えば、適応指導教室を複数設置し、役割分担を設けている場合）もある。

したがって、自治体の規模や財政、人材の有無などにより可能な方策は異なってくるものの、基本的には、個々の教育機関の機能拡充と、複数機関の連携という二つの方向性を掛け合わせるこ

で、支援の「網の目」を細かくし、多様なニーズや困難にきめ細かく対応できるサポート体制を構築することが求められているのが現在の状況である。そこで本稿では、そうした不登校児童生徒のための教育機関の機能拡充と機関連携を包括的かつ効果的に展開している事例として、複数の自治体を探りあげ、その具体的なサポート体制を比較検討することで、今後の不登校対応における制度的・組織的側面での示唆を得ることとする。

本稿が対象とするのは、不登校児童生徒を対象として特別の教育課程の編成を認められた学校(以下、「不登校特例校」とする)を設置している自治体および学校法人である。不登校特例校は2002年の構造改革特別区域法により設置が可能となったものであり、現在では、特区の全国化の措置を受けて、文部科学大臣の承認を受ければ設置が可能となっている。注目されるのは、こうした不登校特例校の多くが、学校や適応指導教室との連携を前提として設置されていることである。これらの事例におけるサポート体制を分析することで、不登校対策における機能拡充と機関連携の多様な相が浮かび上がり、今後さらなるサポート体制の拡充・強化を展望する他の自治体にとって有益な情報を提供するものとなるはずである。

2. 先行研究

教育機関の機能拡充に注目したものとしては、適応指導教室の現状分析を踏まえて今後の課題を指摘した研究(重:2008)や、不登校特例校のカリキュラムに着目する研究(王:2014, 後藤:2014)などがある⁴。これらは焦点とする教育機関が他機関とどのようなネットワークを構築し、具体的な連携を行っているのかについては分析していない。安川(2007)は、適応指導教室の機能強化の延長上で、学校(教員)と適応指導教室(心理相談員・指導員)との連携が進んだ事例を紹介しているが、一事例の紹介にとどまっている⁵。一方、機関連携に関しては、相馬ら(2007)が、複数の支援機関ごとの分析を行っているが、機関相互の連携の在り方については検討を加えていない⁶。本山(2014)は教育委員会とフリースクールとの協働について分析しているが、その焦点は不登校をめぐる官民協働の形成過程とその構造的要因の析出にあり、協働が個々の教育機関にとってどのような機能強化に結びついたかについては検討していない⁷。なお、本稿で採りあげる高尾山学園や洛風中学校、学科指導教室 ASU については、先述の相馬(2007)や、千原(2015)において個別の事例紹介・分析はなされているが、これらを相互に比較したものは存在しない⁸。

3. 方法

分析に用いるのは、2013年12月～2014年6月までの間に実施した訪問調査により入手した資料およびインタビューの記録である。各自治体ならびに不登校特例校への訪問日は以下の通りである。なお、次章以降の記述については、行政文書を主に使用するため、年度の表記は元号で行うことにする。

八王子市教育委員会・同市立高尾山学園：2013年12月19日

京都市教育委員会・同市立洛風中学校・同市立洛友中学校：2014年6月19日

奈良県教育委員会・学科指導教室 ASU：2014年6月20日

4. 各自治体の事例分析

4-1. 八王子市の不登校対策と高尾山学園の取組

(1) 市全域の不登校対策

はじめに、高尾山学園を設置している八王子市について、その全般的な不登校対策を見ておくことにする。

八王子市は、東京都の西部に位置し、人口約56万人、児童生徒約4万1千人を擁する、東京都唯一の中核市である（平成27年現在）。八王子市の場合、高尾山学園設置以前からあった施策・機関として、総合教育相談室、適応指導教室、相談学級、「心の教室」の4つが挙げられる。総合教育相談室は、八王子市教育センター内に設置されている、家庭や学校での教育にかかわる様々な問題に対応する機関である。相談室の業務としては、①総合教育相談窓口、②心理教育相談部門、③こども電話相談部門、④青少年健全育成部門、⑤学校相談部門、⑥教職員相談部門などがある⁹。適応指導教室については、八王子市では「ぎんなん」と「松の実」の2カ所が設置されており、それぞれ嘱託員が2～3名配置され、児童生徒の学習指導や生徒指導にあたっている。その目的は、「在籍校への復帰、または高尾山学園及び相談学級に入学・入級できるまでの臨時的な学習・相談の場」とされている¹⁰。相談学級（「クラッセ・アッパーレ」）は、中学生だけを対象とする通級制の学級であり、正規の教員2名のほか、各教科の非常勤講師が配置され、時間割にそって授業が進められる。適応指導教室同様、原籍校に籍を置いたまま通うものであり、定期テストや卒業認定は原籍校で行われる¹¹。そして、「心の教室」は、各中学校に設置されており、スクールカウンセラーやメンタルサポーターによる相談活動を行う場である¹²。

以上のように、八王子市では様々な不登校対策が実施されており、高尾山学園はここに加わる形で設置された。しかし、このように複数の機関が置かれたことで改めて課題となったのが、各機関の相互連携やそれぞれの役割に関する理解の普及であった¹³。そこで着手されたのが「登校支援ネットワーク」の構築である。これは、不登校とまでは言えないが欠席の多い児童生徒について早い段階で個票を作成し（「個票システム」）、その情報を学校とカウンセラー等が共有し早期対応を行うことで、不登校の未然防止や円滑な関係機関への接続を図っていくものである。「個票システム」には、「出欠状況カード」と「個人カード」があり、前者は早期対応を目的としており、学校に通えているものの、月3日以上欠席していたり、前年度に30日以上欠席があった者について作成するものである。後者は、欠席が長期化している児童生徒、すなわち前年度30日以上欠席があり、当該年度にも12日以上欠席した児童生徒について作成するものである¹⁴。

平成17年にこのシステムの運営を担う「登校支援センター」（現「登校支援担当」）が教育センター内に設置され、12校で試験的に個票システムが運用されたのち、平成18年から市立小中学校全校に個票システムが導入された。また、このシステムの導入に合わせて、「登校支援メンタルサポーター」（学校からの要請に応じて派遣され、不登校傾向のある児童生徒への相談活動の補助を行う。現在

は特別支援サポーターと統合され、「学校サポーター」となっている)¹⁵や、「登校支援スクールカウンセラー」(ブロック毎に分けられた市内小学校のうち拠点となる小学校に配置され、ブロック内の小学校に対する相談・研修活動を行う)¹⁶、「登校支援カウンセラー」(登校支援センターに配置され、個票をもとにした助言や、担任からの相談対応、学校と関連施設・機関との連絡調整などを行う)¹⁷、「登校支援アドバイザー」(登校支援カウンセラーの業務を補助)¹⁸など多数の職員が配置された¹⁹。

さらに、本人だけでなく家庭への支援も必要とされた事例については、福祉系部局の子ども家庭支援センターと連携を図っているほか、平成22年度からはスクールソーシャルワーカーも配置されるようになり、広範なネットワークが形成されている。

(2) 学校の概要と設置の経緯

高尾山学園は、平成15年4月に「不登校児童生徒のための体験型学校特区」の第1号として認定を受け、翌年4月に開校した不登校経験者のための学校である。校舎は廃校予定となっていた小学校を改修して利用している。対象となる児童生徒は小学校4年生から中学校3年生までである。平成17年度から平成26年度までの八王子市における不登校児童生徒数、および高尾山学園在籍者数の推移は図1の通りである²⁰。高尾山学園在籍者は常時100名～130名程度で推移していること、市全体では小学生の不登校がほぼ横ばい、中学生の不登校は100名程度減少していることなどが分かる。

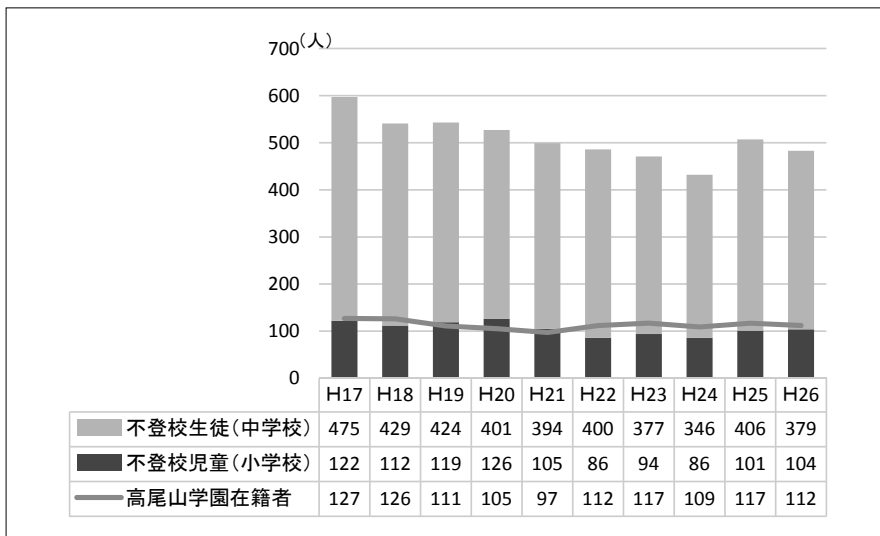


図1 八王子市の不登校児童・生徒数と高尾山学園在籍者の推移

高尾山学園設置のきっかけとなったのは、それまでの市の不登校対策にも関わらず、不登校児童生徒の増加に歯止めがかからなかったことである。市としては、すでにスクールカウンセラーの全校配置や、適応指導教室、相談学級の設置などを行っていた。これらの施策にも関わらず、八王子市の不登校児童生徒は、平成15年当時で中学生481人(発生率3.64%)、小学校で134人(発生率0.46%)

と全国平均を上回る状況にあった²¹。そこで、当時の市長の意向を受けて、平成14年から学校設置に向けた準備が開始された。同年、国の構造改革特区構想が示されたため、八王子市より①教育課程の編成、②授業時数、③教育課程の基準について規制緩和の提案を行った。以後、文部科学省や内閣府構造改革特区推進室との調整を経て、平成15年4月1日に「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」を申請し、同年4月21日に特区第1号として認定を受けている。8月からは、「プレプレ広場」として八王子市教育センターにて一部の不登校児童生徒の受け入れを開始し、翌年1月～3月の本校舎におけるプレ開校期間を経て、平成16年4月に高尾山学園が開校された²²。

(3) 高尾山学園の基本理念

高尾山学園では、「社会性の育成」と「基礎的な学力の定着・向上」を基本理念としている。前者は、集団活動を通じて人間関係構築の能力を高めることを指しており、後者は、不登校だったために学力が十分に身につけていない児童生徒がいることを想定し、一人ひとりの児童生徒の実態に応じて柔軟に学力形成を図っていくことを指している²³。このほかにも、同校の児童生徒が養うべきものとして、①自立心・自律心の育成、②感性の育成、③自尊心の育成、④勤労や奉仕を尊ぶ心と責任感、⑤健康・安全の保持増進と体力の向上などが掲げられている²⁴。

(4) 学校運営上の特徴

高尾山学園では、登校時間は9:30であり、1日の授業時間は午前3時間、午後2時間が標準となっている。週の授業時数は23時間、年間では780時間前後である。また、以下の5つの観点で学校経営計画を作成している²⁵。

- ①教育課程の編成・実施(プレイルーム企画の活性化, 教育相談活動の充実とカウンセラーとの連携など, 全11項目)
- ②転入学生の受け入れ(在校生とのかかわりをつくるための体験活動の実施など)
- ③児童・生徒理解を基盤とした教員の指導力の育成と組織の改善(引き継ぎメモの活用による児童・生徒理解の深化など)
- ④保護者・地域との連携協力(職場体験, 授業公開の実施, 学校行事への招待)
- ⑤配当予算の効果的執行と施設の管理

①にあるプレイルームとは、学校に来ることに困難を感じる児童生徒が登校意欲を高めるために設置された、「遊び」の場であり、かれらの居場所となるように設けられた場である。ここには、専属の市常勤職員(児童厚生員)2名が配置され、児童館活動のノウハウを生かした企画の立案・運営を行っている。様々な企画を通じて子ども自身が活力を高め、人間関係の構築を図っていくことが目指されている²⁶。

また、プレイルームとは別に、集団での活動が苦手な児童生徒のために「小グループ学級」も設置している。ここでは、学校らしい雰囲気避け、テーブルやソファを置いて一人でも安心できる

ように配慮し、徐々に大グループでの学習や活動に参加できるようにしていくことを目指している。

高尾山学園では、このほかにも、児童生徒の個性・多様性に応じた指導を行っていくために、市設置のスクールカウンセラーが3名(都からの派遣も含めると5名)、非常勤講師が4名、指導補助員が8～11名配置されている²⁷。転入学のタイミングは年4回である。

(5) 教育実践上の特徴

高尾山学園では総合的な学習の時間の代わりに講座学習という時間を設けており、ここで外部講師の協力も得ながら、スポーツや文化的活動など、各自の興味や特技に応じた様々な体験活動を行っている。また、道徳の時間ではSSP(Social Skills Up Program)というものを実施している。これは、月に1度スクールカウンセラーと教員が連携して、他者の気持ちや考えを理解したり、メタ認知や自己分析を促す授業を行うものである²⁸。さらに、中2、中3では主要9教科でコース選択制をとっている。2つのコースがあり、Bコース(ベーシックコース)は、小集団での個人指導を通じて各自の学力形成を目指すものであり、Cコース(チャレンジコース)は、一斉授業で学年相応の内容を学習するものである²⁹。

さらに、様々な授業・活動において小中一貫教育を実施している。例えば、小学部の図工や外国語活動の授業では、小学部と中学部の教員がティーム・ティーチング(以下、TTとする)を導入したり、講座学習や委員会活動、部活動などを小中合同で実施したりなどしている。TTについては、国語・算数・英語・体育の4教科では教員・非常勤講師・指導補助員の3人体制、それ以外については教員と指導補助員の2人体制での実施となっており、全授業でのTTを実現している。これにより、授業内での個別対応が図られるだけでなく、急に保健室や相談室、プレイルームなどで過ごすことになった児童生徒の所在確認もスムーズに行えるようになっている³⁰。

最後に、同校では「引き継ぎメモ」や「個別支援シート」を作成しており、児童生徒の転入時の生活環境や学園生活での様子を記録し、個々人に応じた指導を充実させるとともに、進級時に新たな担任への引き継ぎを円滑に行う資料として活用されている。

(6) 八王子市における不登校児童生徒へのサポート体制

以上のように、八王子市では、高尾山学園の設置に加え、様々な職員や機関を配置して不登校児童生徒のサポートを行ってきた。市全体の取組として特徴的なのが、個票システムとそれを媒介として各種のカウンセラーやアドバイザーが連携し、各学校に支援を行う登校支援ネットワークである。これにより、従来は十分に対応できなかった児童・生徒への支援や、教師・保護者への支援も可能になり、小学校から中学校への申し送り等にも工夫が見られるようになったとされている³¹。個票システムを導入した事例としては埼玉県熊谷市の「不登校半減計画」が広く知られているが³²、八王子市の取組はこの熊谷市の事例を参考にしたものである。これにより、適応指導教室、相談学級、高尾山学園など、児童生徒の状態に応じた多様な機関が存在するだけでなく、子ども家庭支援センターのような福祉系機関も含めたサポート体制が構築されている。ただし、個票の記入については、

開示対象であるために利用しにくい、保護者の理解を得ることが困難などの課題も指摘されており³³、運用面ではさらなる工夫や効率化が求められている。

高尾山学園において特徴的なのがプレイルームの設置である。ここに配置される児童厚生員は、通常は児童館に配置される職員であり、いわば「遊び」を専門とする職員である。したがって、プレイルームには、学校には来たが授業には出たくないという時などに、そこで過ごすことが許される「居場所」としての機能と同時に、児童厚生員による企画を通じて、子どもが新しい「遊び」を経験したり、子ども同士の間人間関係を構築する場としての機能も与えられている。このほか、体験活動を重視した「講座学習」の設置や、SSP、スクールカウンセラーの充実(5名配置)、指導補助員の配置による全授業でのTTの実施なども特徴として挙げられるだろう。

4-2. 京都市の不登校対策と洛風中学校・洛友中学校の取組

(1) 市全域の不登校対策

次に、洛風中学校および洛友中学校という、不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校を2校設置している京都市について、その全般的な不登校対策を見ておく。

京都市は、改めて述べるまでもなく、日本で最も歴史ある都市の一つであり、人口約147万人、児童生徒約10万8千人を擁する大都市である(平成26年現在)。京都市の不登校対策の最初期のものとして「山のおじさん事業」が挙げられる。これは、不登校児童生徒が教師や学生ボランティア、カウンセラーとともに5泊6日のキャンプを行ったものであり、京都市の不登校対策の第一歩とされている。ここから、平成4年の適応指導教室「ふれあい教室」(現「ふれあいの杜」)の設置、平成7年のスクールカウンセラーの配置、および「学びのパートナー」(別室登校をしている児童生徒を支援する学生ボランティア)の派遣などがなされてきた³⁴。

その後の重要施策として、平成15年4月に京都市教育相談総合センター、通称「こどもパトナ」(平成15年4月設置)が設置されたことが挙げられる。これは、市教委の教育相談部門(「カウンセリングセンター」)と生徒指導部門(「生徒指導課」)、および適応指導教室(「ふれあいの杜」)を一体化し、総合的な支援・相談機能をもたせたものである³⁵。この「こどもパトナ」内に平成19年1月、「不登校相談支援センター」が設置された。このセンターは、現在不登校状態にあり、在籍校以外での学習を希望する子どもについての相談窓口となっている。具体的には、子どもや保護者との面談やセンター活動による状態確認を踏まえて、「ふれあいの杜」への入級や、洛風中学校・洛友中学校への転入学など、「様々な選択肢の中から、一人ひとりの状況に応じた最も望ましい支援方法について、学校と連携しながら考えていく」ことが主な役割となっている³⁶。

京都市の適応指導教室「ふれあいの杜」は、現在5カ所設置されており、それぞれ役割が異なっている。小集団での人間関係づくりに焦点を当てているのが「こどもパトナ学習室」であり、「こどもパトナ」内に設置されている。教科学習等を中心としているのが「西大路御池学習室」と「伏見学習室」であり、教科学習に加えて体験活動も重視しているのが「北学習室」と「四条大宮学習室」である。ここに洛風中学校と洛友中学校も加わり、不登校相談支援センターを中心として子どもの状況に応

じた支援や教育機関への連結がなされている。詳細は図2の通りである³⁷。

また、不登校に関する情報共有の取組として、京都市の小中学校では平成18年度から「長欠児童生徒調査」が実施されている。これは、小学校の場合には「欠席日数調べ」³⁸において年間30日以上欠席する可能性があるとした児童、中学校の場合には①小学校4～6年のいずれかの学年で15日以上欠席があった生徒、②前年度に通算30日以上欠席があった生徒、③当該年度に欠席が多い生徒、④その他、不登校が心配される生徒について年3回調査を行い、教委に報告するものである。また、小中連携の取組として「中学校入学予定者欠席状況表」を小学校が作成し、中学校に提出している。これは、上記①の生徒について作成するものであり、当該生徒が入学予定の中学校に提出される。中学校では、小学校から受けた情報を校内で共有し、不登校への早期対応、未然防止に活用することが求められている。例えば、小学校から情報があつた生徒が2日休んだ時点で、スクールカウンセラーや養護教員を含む対策チームを編成し、対策にあたることが決められている³⁹。

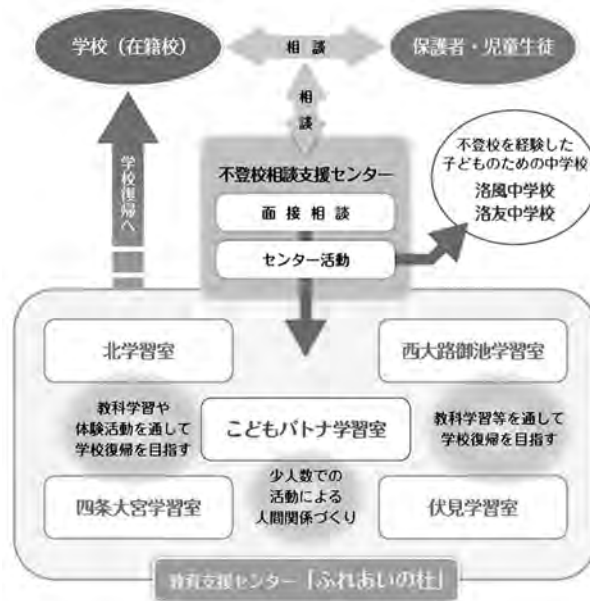


図2 京都市の不登校相談支援センターを中心とするサポート体制

さらに、京都市では、フリースクール等と連携した不登校対策事業も行っている。現在では、4つの団体と連携し、保護者支援事業、体験活動事業、心理検査等を用いた児童・生徒支援事業、家庭訪問事業などが実施されている。実施形態としては委託事業であり、各団体の提供する活動に各家庭が個別に応募し参加するものである⁴⁰。

以上のほか、スクールソーシャルワーカーの配置(平成20年度開始)や、ICTを活用した学習支援事業なども実施されている⁴¹。

(2) 学校の概要と設置の経緯

洛風中学校は平成15年11月に「不登校生徒学習支援特区」として認定され、平成16年10月に開校した不登校経験者のための学校である。校舎は「こどもパトナ」が所在する旧初音中学校校舎を改修して使用している。前身となったのは、平成4年に設置された適応指導教室「ふれあい教室」である。「ふれあい教室」は平成12年に旧初音中学校校舎に移転し、その際に「ふれあいの杜」に改称された。移転当時は、不登校を経験した子ども達が既存の学校施設での活動になじめるかどうか心配されたという。しかし、実際には、広い空間を活用した遊びを通して子ども達は元気になっていった。そこで、平成15年から不登校の子ども達の社会的自立を促すことを目的に、特区を利用した中学校の設立に着手し、全国で2例目の不登校児童生徒を対象とした学校として設立された。同じ敷地内に「ふれあいの杜」の「こどもパトナ学習室」も設置されている⁴²。

一方、洛友中学校は、不登校特区の全国化として制度化された「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定」を平成19年3月に受け、同年4月に旧郁文中中学校校舎に開校された、昼間部と夜間部の二部制をとる中学校である。夜間部は、1968年開校の郁文中中学校夜間部の流れをくむものであり、1970年以来、京都市唯一の「夜間中学校」として存続してきた。しかし、郁文中中学校は統廃合により平成19年3月で廃校予定であったため、従来の夜間中学校の機能に加えて不登校経験者の通う昼間部を設置し、両者の学び合いによる相乗効果を目指した洛友中学校が開校することになった。同じ校舎内には、「ふれあいの杜」の「四条大宮学習室」も設置されている⁴³。

京都市の不登校児童生徒数の推移と、洛風中学校・洛友中学校在籍者の推移は以下の通りである⁴⁴。両者の人数が大きく異なるため、洛風・洛友中学校の在籍者は折線かつ右側のスケールで示してある。これによると、京都市全体では微減傾向にあり、特に小学生の不登校が大きく減少して

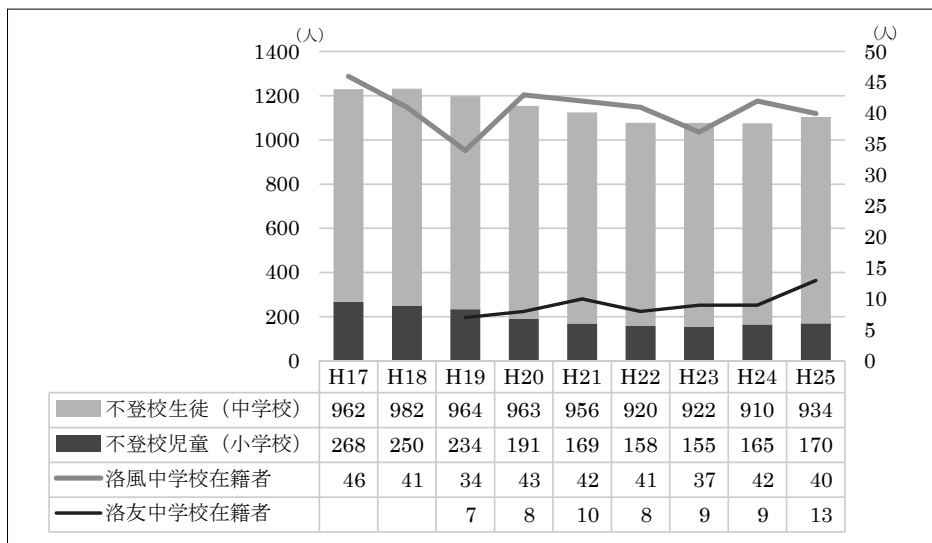


図3 京都市の不登校児童生徒数と洛風中学校在籍者数の推移

いる。また、洛風中学校は例年40名前後、洛友中学校は例年10名前後で推移していることが分かる。

(3) 洛風中学校・洛友中学校の基本理念

洛風中学校では、「①仲間とともに納得して学び直す」「②心を開いて遊び語り合う」「③自信を取り戻す」という基本理念が掲げられている。①は、不登校を現実逃避や甘えと捉えるのではなく、一つの経験として捉え、その経験に向き合うことで生徒と大人がともに成長するチャンスとして捉えよう、という姿勢を表している。②は、集団生活を通じて仲間を認め、あるいは認められることで「つながり」をつくることを指している。③は、本来持っている「やりたい気持ち・感じる力」に目を向け、自分の可能性に気づく「学び」の場にするを指している。こうした学校としての基本姿勢に加え、教職員側の生徒理解のあり方として、問題行動等を生徒本人の性格や意思によるものではなく、本人にとっても課題＝「困りごと」であると捉えるような感性を持つこと、そして、教職員がそれぞれの生徒の担任であるという意識で生徒と関わり、率直に意見交換することなどが強調されている⁴⁵。

洛友中学校では、開校の基本理念として、「昼夜一体となり、世代や国籍を超えてふれあい学び合う学校」というものが掲げられている。また、夜間部の生徒は基本的に強い学習意欲を持って学校に通ってきていることから、そうした生徒と、不登校経験のある生徒が学び合うことのもつ相乗効果も基本理念として次のように打ち出されている。「不登校を経験した昼間部の生徒が、学びのエネルギーあふれる夜間部の生徒と交流することで、登校意欲を取り戻し、また昼間部の生徒の若いエネルギーが、夜間部の生徒のさらなる活力になり、互いに『通いたい』『学びたい』という意欲を取り戻し、あるいはその意志の貫徹を目指す学校です」⁴⁶。

(4) 学校運営上の特徴

洛風中学校では、上記の基本理念を踏まえ、次のような学校経営上の目標を掲げている。

- 学ぶ意欲を取り戻す元気(エネルギー)の芽生えへの支援
- 学校から社会へ通じる道(本当にやりたいこと)探しへの支援
- 集団の中で自分を見つめる人間関係(つながり)づくりへの支援

そして、これらを実現するために、「柔軟な教育課程の編成」「教育相談体制の充実」「保護者・教職員の連携の充実」などが具体的な取り組みとして掲げられている。「柔軟な教育課程の編成」としては、授業開始時間を9:30とし、午前2時間、午後2時間を基本とする時間割で、年間の授業時数を770時間としていること、「創造工房」「科学の時間」「ヒューマン・タイム」などの教科を設定していることなどが挙げられる(詳しくは後述)。「教育相談体制の充実」としては、通常の教職員スタッフに加えてスクールカウンセラー3名、「総合育成支援員」(発達障害等をもつ子どもの学習・生活の補助を行う嘱託職員)1名、学生ボランティア「洛風パル」10数名(1日あたり1～4名)が配置されていることが挙げられる。また、「保護者・教職員の連携の充実」としては、転入学の際の個別面談会

の実施や、教職員間での率直な意見交換の奨励などが挙げられる⁴⁷。

洛友中学校では、学校経営方針として、「昼夜一体となった学校づくり」のスローガンのもと7つの方針が掲げられている。このうち、特徴的なものとして、「昼間部と夜間部の生徒がより有機的な交流を行うことにより、互いの夢と希望を育み、『学校に通う』ことへの動機づけを図る」を挙げることができる。例えば、洛友中学校の昼間部は13:30に1校時が始まり、18:40に6校時が終了するスケジュールになっている。このうち、昼間部の5校時と夜間部の1校時(17:00～17:30, 30分)が「交流の時間」(総合的な学習の時間に相当)として重ねられ、さらに火・金においては、昼間部の6校時と夜間部の2校時(17:30～18:40, 70分)を合同にして、音楽・技術家庭・体育・美術などを実施することで、「昼間部と夜間部の有機的な交流」を実現しようとしている。また、総授業時数は洛風中学校と同様、770時間である。教職員の面では、スクールカウンセラー(週2日)や総合育成支援員(週3日)、学生ボランティア「洛友パル」(週3日)に加え、別室登校の状態にある生徒の相談や学習支援を行う「学びのパートナー」が配置されている⁴⁸。

なお、2校とも転入学の時期は年2回である。

(5) 教育実践上の特徴

洛風中学校では、「ウイング」と呼ばれる、中1から中3の縦割りで構成されるグループを学校生活の基本単位としている。1ウイングあたり10名程度で構成され、2名の教員が担当となる。このウイング制をとることのメリットとして、2名の教員で同じ生徒を担当することで客観的な生徒把握が可能になることや、生徒指導の面で役割分担ができることなどが挙げられている。また、生徒にとっては、縦割りのグループで活動することで上級生が下級生をサポートしたり、逆に下級生が上級生を見習い、来年度以降の振る舞い方などを学んだりできることが挙げられている⁴⁹。

教科の面では、「創造工房」「ヒューマン・タイム」「風夢風夢」(「ふむふむ」と読む)という時間を設けていることが特徴的である。「創造工房」は音楽・美術・技術家庭を統合した科目で、週2時間設定されている。3つの教科が有機的に関わるような題材を選び、体験を重視した授業内容とすることで、自己を表現する喜びや自尊感情をもたらすことが目指されている。「ヒューマン・タイム」では、多様な体験活動や交流活動を通して、ソーシャル・スキルの向上や自己肯定感を育むことが目指されている。ロング・ヒューマン・タイム(50分、週2回)と、ショート・ヒューマン・タイム(20分、毎日5校時)があり、この時間で人権学習や進路学習、行事に関する活動、一日のふりかえりなどが実施されている。「風夢風夢」は総合的な学習の時間であり、校外学習や進路学習、卒業制作などを通じて、生徒の自主性を発達させることが目指されている。このほか、社会と理科を統合した「科学の時間」(週2時間、それぞれの教科を1時間ずつ実施)などもある⁵⁰。

洛友中学校では、先に見たように「交流の時間」、および音楽・技術家庭・体育・美術の時間で昼間部と夜間部の交流授業を実施していることが特徴的である。「交流の時間」では、具体的には、「自分で自分をほめること」「手話で話そう」「ゴミの出し方」「インフルエンザの予防」「生活の中の科学」など、身近な題材がテーマとされている。また、「交流の時間」以外でも、校外学習やその事前学習

で様々な交流がなされている。その他の教科については、特別な科目は設定していないが、少人数であることを活かして、「じっくり」「ていねいに」学習を進めていくことが強調されている⁵¹。

(6) 京都市における不登校児童生徒へのサポート体制

京都市の不登校対策において注目されるのは、洛風中学校と洛友中学校という、タイプの異なる教育課程特例校が2校存在していることに加えて、適応指導教室にも児童生徒の状態に応じて3種類の選択肢があること、そして、いずれに通うべきかの判断は「不登校相談支援センター」が学校・保護者と連携しながら行うシステムが形成されていることである。さらには、このセンター自体が教育相談(カウンセリング)と生徒指導一般を担う「こどもパトナ」内に設置されていることで、困難を抱える児童生徒および保護者にとっては切れ目のない支援を受けられるようになっている。

洛風中学校については、縦割りの集団を学校生活の基本単位としたウイング制が特徴的である。様々な行事に備えた話し合い活動などを異年齢集団で行うことで、上級生が下級生を支援することによる成長と、下級生が上級生の振る舞いから学ぶことの両方が目指されている。これは、一般の中学校では部活動などの特別活動で期待される学習効果であるが、洛風中学校ではこれを学校生活の基本単位としているのである。また、「ヒューマン・タイム」を毎日の最後の学習活動に位置づけ、一日の振り返りを通じた学習の機会を位置づけていることも注目すべきだろう。こうした自己評価によるメタ認知を通じた学習機会の設定は、近年のカリキュラム論や教育評価論の流れとも通じるものである。

洛友中学校については、夜間部の伝統を活かし、昼間部との学び合いを打ち出している点が特徴的である。学齢期に十分な教育を受けられなかった人々の、「学びへの渴望」とも言うべき熱意に触れることで、昼間部の生徒が改めて「学ぶことの意味」に気づき、学びへの意欲を取り戻していくことが期待されている。同校の様々な資料で強調されている「『学びの原点』を追求する」という表現に、そうした方針が表れている。

4-3. 大和郡山市の不登校対策と学科指導教室 ASU の取組

(1) 市全域の不登校対策

最後に、学科指導教室 ASU という、適応指導教室とも学校とも異なる教育機関を設置し、これを中心に市全域の不登校対策を展開している大和郡山市の取組について見ていく。

大和郡山市は奈良県の北部に位置する、人口約8万8千人、児童生徒約7千人の小都市である(平成27年)。大和郡山市の不登校対策の端緒となったのが、平成9年の適応指導教室「あゆみの広場」の設置である。当初は不登校やいじめを受けている児童生徒の緊急避難的な居場所として位置づけられてきたが、平成13年からは、臨床心理士や教員経験者、大学院生ボランティアを配置し、カウンセリングや学習支援、集团的活動の機会を提供するなど、積極的な支援を行うようになっていた。この他、スクールカウンセラーの全中学校への配置や、不登校児童生徒への対応を見据えた市単独の加配教員の配置、「心の教室」相談員などの配置も行ってきた⁵²。

しかし、これらの施策にもかかわらず、大和郡山市では不登校児童生徒の出現率は高い状態にあった。特区申請の前年にあたる平成14年には小学校で0.82%、中学校で4.88%となっており、同年の全国平均(小学校で0.36%、中学校で2.73%)より高い状態にあった。また、「あゆみの広場」内であっても、欠席状態の続く児童生徒が多かったとされる。そこで着手されたのが、特区制度を利用した「不登校対策総合プログラム」の実施である。同プログラムは、当初は①不登校児童生徒を対象とする教育課程の弾力化、すなわち学科指導教室 ASU の設置と、②そこに配置する教職員の市費負担による任用、③ひきこもり状態にある児童生徒への IT を利用した学習機会の提供、④転入学に配慮した市内通学区域の弾力化 (ASU への通学の際に転籍することを想定したもの)、⑤「ASU カウンセリングステーション」の設置による心理的支援、⑥ ASU とスクールカウンセラー、各学校の教員との連携、などで構成されていた⁵³。現在では、ASU の入室にあたって転籍をする必要がないため、④は実施されていない。また、③は休止中であるため、①②⑤⑥が同プログラムの主な内容となっている。

⑤の「ASU カウンセリングステーション」とは、ASU に通う児童生徒とその保護者だけでなく、市内の不登校児童生徒および保護者へのカウンセリングや、市内各学校の教員への助言なども行う機関である。ASU と同じ建物内に設置され、週2日、臨床心理士2名および「学びのパートナー」(臨床心理学を専攻する大学院生)が非常勤で配置されている⁵⁴。

⑥については、「ASU カウンセリングステーション」と ASU の教員、各校のスクールカウンセラーとが相互に連携しながら、不登校児童生徒に関する情報交換を行い、教員を対象とする研修・対話の機会を設けることを指している。具体的な取組としては「語り広場」の開催が挙げられる。これは、市内各学校の教員を対象として年5回開催され、ASU の教員やカウンセラー、市内の各学校で不登校児童生徒をもつ学級担任、養護教諭等が集まり、情報交換や事例検討、不登校経験者とその保護者との対話、外部講師による講義などを実施するものである。元々は ASU に通室する児童生徒の原籍校の担任および関係教員を対象とするものであったが、不登校の未然防止や早期発見の観点から、現在では不登校や不登校気味の児童生徒を受けもつ担任も対象とされるようになっている。ここでの話題や研修内容は「ASU 通信」として発行され、市内全小中学校に配布されている。また、これに関連して、平成26年からは、各学校に不登校支援担当教員が配置され、各校の不登校児童生徒の状況把握や支援体制づくり、ASU との連携窓口などを担当するようになっている⁵⁵。

この他、保護者への支援が必要な事例や虐待事例などに対応するために、市の子ども福祉課や、こども家庭相談センター(児童相談所)、医療機関などとの連携も行っており、これが「ASU 支援ネットワーク」と呼ばれている⁵⁶。

(2) 学校の概要と設置の経緯

学科指導教室 ASU は、平成15年に「不登校児童生徒支援教育特区」として認定され、翌年開室された不登校児童生徒を対象とする施設である。ASU の名称は、「あゆみ スクエア ユニバース」の頭文字に由来している。既に述べた通り、ASU は「ASU カウンセリングステーション」とともに

「不登校対策総合プログラム」の中核的な役割を担っており、不登校を経験した児童生徒の個々の状態に応じた、柔軟な教育課程を実施する場である。ただし、その前身が適応指導教室「あゆみの広場」ということもあり、学習活動のみを強調するのではなく、児童生徒が安心して過ごせる居場所としての機能も保持している。

ASU への通室が原籍校に籍を置いたままなされる点は適応指導教室と同じである。しかし、大きく異なるのは、ここが高校入試の際に提出する調査書等の作成を認められている点である。元々、ASU への通室は、大和郡山市の郡山南小学校および郡山中学校への転籍を条件としていたが、この場合、直接 ASU での学習状況を把握していないこれらの学校の教員が調査書等を作成しなければならなかった。このことによる不利益を避けるため、ASU 開室の直後となる平成16年6月に大和郡山市教育委員会から奈良県教育委員会に依頼がなされ、同年7月に ASU での調査書等作成が認められることになった。すなわち、在学中学校名としては原籍校が記入されるが、その他の事項については ASU の教員が当該生徒の ASU での学習の様子や成績に基づいて作成することが認められたのである⁵⁷。こうした措置は全国的にも珍しく、ASU の大きな特徴の一つである。

平成16年の開室以後の ASU 在籍者数の変遷は以下のとおりである。大和郡山市では不登校児童生徒の実数を公表していないため、ここでは ASU の在籍者数のみ示す⁵⁸。平成23年に小中学生ともに一時的な増加が見られるが、この年は市内の各学校に対して不登校に対する理解を再確認した時期にあたるため、ASU の認知が高まったことで入室希望者が増えたと考えられる⁵⁹。全体として在籍者数は減少傾向にある。

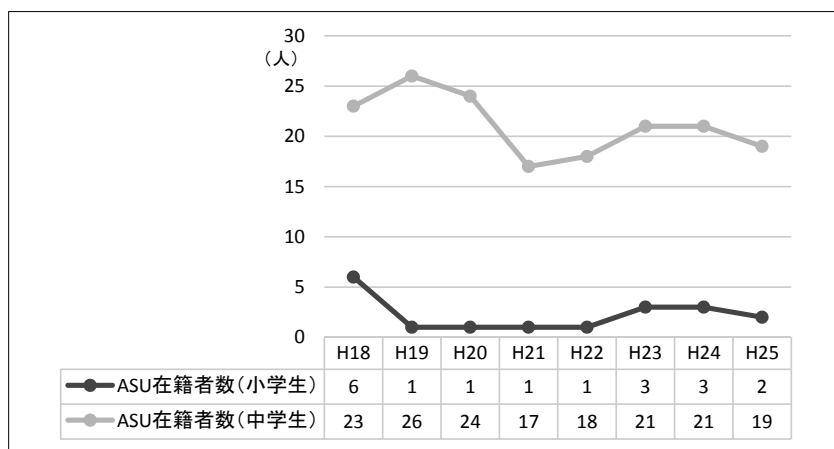


図4 学科指導教室 ASU の在籍者数の推移

(3) 学科指導教室 ASU の基本理念

ASU の基本理念として掲げられているのは以下のものである⁶⁰。

大和郡山市の不登校の状態にある児童生徒が、明日へと生きる希望をつないでいけ

るよう、構造改革特別区域計画において、学科指導教室「ASU」を、学校教育を実施する施設として設置する。ここでは、適応指導教室「あゆみの広場」で得られた「臨床の知」を生かしながら、柔軟な教育活動を展開することが可能となるよう、現行の「教育課程の弾力化」とともに「市費負担教職員の配置」を行い、不登校児童生徒に新たな学びの場を提供する。

同時に、不登校児童生徒のために、市内の通学区域を弾力化し、転入学や主体的な進路選択が可能となるよう配慮する。

そして、これを受けて、以下の10項目が実施方針として挙げられている⁶¹。

- (1) 心の居場所づくり
- (2) 個に応じた教育課程
- (3) 学科指導教室「ASU」における学習評価の実現
- (4) IT等の活用による学習機会の拡大(現在休止中)
- (5) 体験活動の充実
- (6) ガイダンス指導の充実
- (7) 不登校児童生徒及び保護者への「心理的支援」
- (8) 「あゆみタイム」の創設
- (9) 不登校の子どもを持つ保護者への支援
- (10) 自己点検及び自己評価システムの推進

これらのうち、(3)以外は特区制度申請時から方針として維持されているものである。(3)はASUにおける調査書等の作成を指している。(6)の「ガイダンス指導の充実」とは、不登校状態だったことから来る進路形成への不安を払拭し、一人ひとりに応じた適切な進路指導を行うことを指している。(7)は「ASU カウンセリングステーション」を設置し、児童生徒や保護者が気軽に相談できる環境を構築することを目指すものである。(8)は、ASUのカウンセラーと教員が連携して実施する授業のことである(詳しくは後述)。そして、(10)はASUに通う児童生徒の個人記録表を作成するとともに、ASUの取組自体の改善を行っていくことを指している⁶²。

(4) 学校運営上の特徴

ASUの教職員は、年度によって若干変動するものの、教員が10名(うち非常勤4名)、市指導主事1名、カウンセラー3名(「ASU カウンセリングステーション」も担当)、「学生チューター」1名、「学びのパートナー」1名という体制になっている。「学生チューター」は県内の大学から派遣され、一斉授業が苦手な児童生徒の個別指導を補助したり、児童生徒の相談相手となったりすることが役割である。「学びのパートナー」は、カウンセラーの補助的業務とともに、ASUにも通えない状態が続く児童生徒への家庭訪問なども担当する⁶³。

これらの教職員が一貫した支援を行っていくために、ASUでは、毎日朝と夕方の2回ミーティングを行い、児童生徒の様子をきめ細かく情報交換し、報告されたことを日誌に書き込んでいる。これにより、非常勤のスタッフも出勤しなかった日の記録を読み、注意事項等を確認してから子どもに接することができるようになってきている。また、必要に応じて個別の児童生徒に関する事例検討会も実施し、担任が一人で抱え込むことなくチームで支援していく方針を取っている⁶⁴。

ASUでは、市内全域から児童生徒が通ってくることや、通学途中で他の学校の児童生徒と接触することを避けるために、授業開始時間を9:20としている。月曜日から金曜日まで午前3時間、午後1時間の授業時間を基本とし、おもに1～2時間目に主要5教科の授業が実施されている。3～4時間目では、次に見る「チャレンジタイム」等のASUの独自教科が実施されている。なお、中学生の場合、4時間目は90分の設定になっている。主要5教科の授業は基本的に「スタディルーム」というワンルームの教室を学年ごとに仕切りを設けて実施される。5教科以外の授業については、中学生全員、または小学生まで含めて行われる。これにより、異年齢集団での学び合いや人間関係づくりが目指されている⁶⁵。総授業時数については、中学1～3年生が840時間、小学生は1,2年生が770時間、3～6年生が805時間となっている。ただし、居場所としての機能や「個に応じた教育課程」を重視する方針から、その運用は個々の生徒によって柔軟になされている⁶⁶。

ASUへの通室に関しては、手続きは随時可能である。ただし、通室にあたっては、在籍校を通じて「ASU カウンセリングステーション」に相談し、その後カウンセリングや見学通室などを経て「ASU 支援委員会」(ASUのカウンセラーと教員、教育委員会とで構成される)から通室許可を得ることが必要である。この点は、一般的な適応指導教室と同様である⁶⁷。

(5) 教育実践上の特徴

ASUの教育実践において特徴的なのは、「個に応じた教育課程」の方針のもと設置された、以下の独自教科である。

独自教科名	統合された教科
あゆみタイム	道徳・特別活動
チャレンジタイム	(新設)
わくわくタイム	生活・家庭・技術家庭
いきいきタイム	図画工作・美術・音楽
スポーツタイム	体育・保健体育

これらのうち、特筆すべきものとして、「あゆみタイム」と「チャレンジタイム」を挙げることができる。「あゆみタイム」は、「ASU カウンセリングステーション」のカウンセラーとASUの教員とのチームティーチングで行われる週1回の授業であり、主にグループワークを通して、子どもが自分自身を見つめたり、他人と語り合うことで、自己認知や他者認知を深めていくことが目指されている。年度初めは自己紹介を兼ねた出会いのワークなどから入り、子ども同士の関係づくりを図り

ながら、徐々に自己と他者との違いを感じるワーク、自己肯定感を高めるワークなどに取り組んでいく。こうしたワークを通じて、最初は拒否反応を示していた子どもでも、徐々に打ち解け、自分への自信や自己肯定感を取り戻し、人間関係を学ぶようになっていくという⁶⁸。したがって、ASUの第一の理念である「心の居場所づくり」に向けた重要な授業実践となっている。

「チャレンジタイム」は、ASUの新設教科であり、「児童生徒が意欲を持って学習できるよう、自分で計画を立て、得意な教科や学びたい学習に主体的に取り組む時間」として、週に3時間設けられている⁶⁹(資料、11頁)。具体的には、「通常チャレンジ」「選択チャレンジ」「体験活動の事前・事後学習」の3つに分けられる。「通常チャレンジ」は、子どもが自ら計画した活動に取り組む時間であり、友達どうしてスポーツをしたり、一人で読書したりするなど、それぞれの過ごし方が認められている。「選択チャレンジ」は、児童生徒が希望するコースを開講し、これを隔週で実施する時間となっている。主なコースは、音楽、スポーツ、手芸、調理などであるが、具体的な内容は児童生徒の希望に応じて学期毎に変わるとされている。「体験活動の事前・事後学習」では、月1回の割合で実施される様々な体験活動について、その事前の調べ学習をしたり、振り返りを行ったりする時間となっている。したがって、ASUの基本理念の一つ「体験活動の充実」に対応する重要な時間である。また、「わくわくタイム」でも自然体験や調理実習、木工製作などが行われており、ASUでは様々な場面で体験活動が重視されている。

以上のように、ASUにおいては独自教科の取組が目されるが、通常の教科の学習においても、集団のなかに入れない児童生徒や、授業についていけない児童生徒が現れた時に、「学習チューター」等を活用して個別に対応できる体制をとっていることも重要な点である。

(6) 大和郡山市における不登校児童生徒へのサポート体制

以上のように、大和郡山市では、学科指導教室 ASU を拠点として市全域の不登校対策がなされている。特徴的なのは、「ASU カウンセリングステーション」の存在である。ここに勤務するカウンセラーが、市全域の不登校対応窓口となり、ASU 通室生以外の不登校児童生徒やかれらを担当する教員らの相談に応じる一方、ASU の内部では「あゆみタイム」を教員とともに担当し、臨床心理学の専門的知見に基づいた授業を行っている。また、近年では、各学校単位で不登校担当教員を配置し、こうした連携をより円滑に進めようとしている点も重要である。

ASU 自体については、適応指導教室のような「居場所」としての機能も保持しつつ、体験活動を中心とした体系的なカリキュラムを構築している点が注目される。通常、適応指導教室では、独自に体系的なカリキュラムを提供することは少なく、通室生は原籍校のカリキュラムや授業の展開に沿って、プリント学習を進めるケースがほとんどである。そのため、どうしても学習の連続性・体系的性が失われがちになる。これに対し、ASU では、独自のカリキュラムと ASU の教員・カウンセラーによる柔軟な対応により、通室生は自分に合ったペースで学習を進めることができる。その結果、必ずしも中学3年までの知識の習得に至らなかったとしても、基礎・基本を着実に押さえることが可能となっている。

そして、こうした ASU での学習状況を踏まえて、ASU の教員が調査書等の作成・提出ができることは、自分のペースで学習を進める児童生徒とその保護者にとって適正な評価を受けられることを意味する。この点で、ASU は不登校経験者の進路形成にとっても大きな役割を果たしている。このように、適応指導教室のような「居場所」の提供から、通常の学校のような連続性・体系的のあるカリキュラムの提供と進路形成の支援まで行っている点が、ASU の大きな特徴である。

5. 考察

本稿における分析を通じて、これまではカリキュラムや教育実践の内容紹介・分析にとどまってきた不登校特例校が、いずれも不登校児童生徒に対する各自治体の広範なサポート体制のなかに位置づけられ、支援の「網の目」の一部を成していることが明らかとなった。言い換えれば、不登校特例校のような教育機関を設置することだけでは十全な不登校対策にはならず、そうした児童生徒の数や多様性に応じて複数機関の設置や機能拡充を図り、役割分担を構築するとともに、それらに児童生徒を適切につなげていく部門ないし機能を構築することが併せて行われる必要がある、ということである。これは、具体的には、不登校児童生徒に関する相談窓口や情報共有の拠点の一元化を指している。例えば、八王子市の「登校支援センター」、京都市の「不登校相談支援センター」、大和郡山市の「ASU カウンセリングステーション」がそれに該当する。

また、機関連携や機能拡充の様態を比較すると、自治体ごとに規模が異なることもあり、設置している教育機関の数や種類は大きく異なるが、実際に提供しようとしている支援の内実はかなりの程度共通している。例えば、八王子市と京都市の場合は、複数の適応指導教室とともに不登校特例校を設置しており、不登校児童生徒の状態に応じて多様な教育機会を提供している一方、大和郡山市では、適応指導教室との併置はせず、学科指導教室 ASU に支援の場自体を一元化している。しかし、実際に不登校特例校の実践を見てみると、体験活動重視のプログラム（高尾山学園の「講座学習」、洛風中学校の「創造工房」「風夢風夢」、洛邑中学校の「交流の時間」、学科指導教室 ASU の「わくわくタイム」「チャレンジタイム」など）や、自己肯定感・他者理解促進のプログラム（高尾山学園の「SSP」、洛風中学校の「ヒューマン・タイム」、学科指導教室 ASU の「あゆみタイム」など）を独自教科で実施していること、登校しても授業には出たくない、出られないという生徒のために、居場所や担当者を配置していること（高尾山学園の「プレイルーム」や「小グループ学級」、洛風中学校の「洛風パル」、洛友中学校の「洛邑パル」、学科指導教室 ASU の「学びのパートナー」など）、さらには、異年齢集団における学び合いの重視などは、どの事例にも共通するものである。こうした共通性の背後には、不登校児童生徒へのあるべき対応に関する臨床心理学的知見の普及拡大があると考えられる。

ただし、そうしたなかにあっても、それぞれ独自の取組として注目されるものがある。それは、高尾山学園の「プレイルーム」（児童厚生員の配置）や、洛友中学校の夜間部との学び合い、学科指導教室 ASU による調査書等の作成である。高尾山学園の場合で言えば、どの不登校特例校でも、体験活動や居場所の提供を重視しているが、児童厚生員という、いわば「遊び」の専門家を配置するこ

とで、子どもの自主性を育んでいこうという発想は独特である。また、京都市の場合は、複数機関の設置とそれらの役割分担がきめ細くなされている点もさることながら、洛友中学校において夜間中学校の伝統を資源として生かし、不登校経験者を中心とする昼間部と夜間部との学び合いを活動の軸に据える点は全国的にも珍しい。さらに、学科指導教室 ASU による調査書の作成については、現在、適応指導教室を設置しつつも、そこでの教育実践により独自性や自律性を持たせたいと考えている自治体にとって、参考になる取組と考えられる。

もちろん、他の自治体が実際に取り組むにあたっては、教育課程の特例措置や市費負担教職員の配置といった予算措置を行う必要があり、容易なことではない。しかし、自治体の規模にかかわらず、それぞれの実情に応じて可能な「網の目」の構築の仕方がありうることを、本稿の諸事例は示しているのではないだろうか。

6. おわりに

本稿では、不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校と、それを設置する自治体とが、総体としてどのようなサポート体制を構築しているのかについて、八王子市、京都市、大和郡山市を事例に分析を行ってきた。まず、八王子市では、市内の不登校対策として、不登校の早期発見・対応を目的とした「個票システム」を導入し、これを利用して各学校とカウンセラー等が連携していく体制が構築されていた。また、同市の高尾山学園では、適応指導教室や相談学級もあるなかで、特に原籍校への復帰を希望しない不登校経験者を対象として、体験活動や社会的スキルの獲得を重視するカリキュラムが実施されていた。特に、児童厚生員の配置による「プレイルーム」の設置は、同校の独自の取組として注目されるものであった。

次に、京都市では、洛風中学校と洛友中学校に加えて、3タイプの適応指導教室を設置し、そのいずれの施設に通うべきかを「不登校相談支援センター」が検討する体制を構築していた。この体制のなかで、洛風中学校・洛友中学校ともに体験活動重視のカリキュラムが実施されていたが、洛風の場合にはウイング制による異年齢集団の学び合い、洛友の場合には夜間部生徒との学び合いが、それぞれ独自の取組として意図的になされていた。

そして、大和郡山市では、不登校特例校である学科指導教室 ASU に市全域の不登校対策の中心が置かれていた。すなわち、ASU のカウンセラーが「ASU カウンセリングステーション」として、市内の不登校傾向にある児童生徒やその担当教員の相談窓口となる一方、ASU 内部では TT で授業を担当することで専門的知見を生かした授業実践も行われていた。これに加えて、ASU では適応指導教室的な「居場所」としての機能から、体験活動を重視するカリキュラムまで幅広く提供し、その中で多様な職員・ボランティアを配置することで個別の事情に対応していく体制をとっていた。高校入試にかかる調査書等の作成も県教委により認められていた点も大きな特徴であった。

最後に、3つの事例を比較し、不登校特例校を設置する自治体では、特例校以外にも多様な機関や機能を準備し、総体として不登校児童生徒に対する支援の「網の目」を形成しようとしていることを明らかにした。

なお、本稿の事例では、京都市においてフリースクールへの事業委託がなされていたことに触れたが、この点については十分な検討を加えることができなかった。なぜならば、この事例も含めて、一般にフリースクール等の民間教育施設と学校・教育委員会との間では、情報共有や職員・教員間の交流・学び合いといった有機的な連携までには至っていないのが現状だからである。フリースクール等への公的支援なども国会で検討されている現状を踏まえるなら、こうした民間教育施設も含めた支援の「網の目」の可能性についても検討を加えていく必要があるだろう。

謝辞：本稿の作成にあたり、八王子市教育委員会ならびに同市高尾山学園の関係者の方々、京都市教育委員会ならびに同市洛風中学校・洛友中学校の関係者の方々、そして大和郡山市教育委員会ならびに学科指導教室 ASU の関係者の方々に資料提供の面で多大なご協力を頂いた。記して感謝致します。

付記：本稿は、科学研究費補助金(若手研究B)「公教育としてのオルタナティブな教育機関の制度的条件に関する日米比較研究」(研究代表：後藤武俊)による研究成果の一部である。

【注】

- 1 文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」平成27年8月5日。
- 2 本山敬祐「日本におけるフリースクール・教育支援センター（適応指導教室）の設置運営状況」『東北大学大学院教育学研究科年報』第60集・第1号, 2011年, 15-34頁。
- 3 例えば、旭川市では、近隣市町村の広域連携事業として不登校児童生徒の受け入れ機関の共同利用を行っている。
http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/743/746/kaigiroku6_d/fil/siryoku05.pdf, 2016/03/30取得。
- 4 重歩美「教育支援センター（適応指導教室）の役割についての考察」『国立青少年教育振興機構研究紀要』第8号, 2008年, 221-230頁。王美玲「フリースクールの転換と不登校特区のカリキュラム」『やまぐち地域社会研究』第11号, 2014年, 15-26頁。後藤武俊「オルタナティブな教育機関に関する政策動向とカリキュラム開発の現状—不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校に注目して—」『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要：生涯学習フォーラム』第8号, 2014年, 41-51頁。
- 5 安川禎亮「教育支援センターを目指した適応指導教室の取り組み—子供の笑顔を取り戻すために—」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』第7号, 2007年, 99-111頁。
- 6 相馬誠一他『不登校—学校に背を向ける子どもたち』ゆまに書房, 2007年。
- 7 本山敬祐「不登校対策における教育行政と『フリースクール』の協働形成過程—境界接続者概念に着目して—」『東北教育学会研究紀要』第17号, 2014年, 15-28頁。
- 8 千原雅代編『不登校の子どもと保護者のための〈学校〉—公立の不登校専門校 ASU における実践—』ミネルヴァ書房, 2015年。
- 9 八王子市「八王子市教育センター総合教育相談室設置要綱」2004年。
- 10 八王子市登校支援ネットワーク検討委員会「八王子市登校支援ネットワークの構築に向けて—中間報告—」2005

年, 2頁

- 11 前掲, 『平成17年度実践報告会紀要』, 2頁。
- 12 前掲, 八王子市登校支援ネットワーク検討委員会, 2頁。
- 13 同上, 2頁。
- 14 訪問調査時の配布資料。
- 15 八王子市教育委員会『八王子市における登校支援ネットワークの構築と個票システムの確立に関する報告書』2008年, 16頁。
- 16 八王子市「登校支援スクールカウンセラー事業実施要綱」2008年。なお, 平成25年度からは, 都費でスクールカウンセラーが全小学校に配置され, この役職は廃止となっている。
- 17 八王子市「登校支援カウンセラー事業実施要綱」2006年。
- 18 八王子市「登校支援アドバイザー事業実施要綱」2006年。
- 19 これらの事業は, 平成18年度の文部科学省研究委託事業「新教育システム開発プログラム」の一環で実施されたものである。
- 20 八王子市教育委員会『平成22年度 はちおうじの教育統計』2010年, 74頁, および同『平成27年度 はちおうじの教育統計』2015年, 67頁をもとに筆者作成。なお, 高尾山学園在籍者は不登校児童生徒数には含まれないが, 高尾山学園在籍後も不登校状態が続く児童生徒は不登校児童生徒としてカウントされている。
- 21 八王子市高尾山学園『平成17年度実践報告会紀要 不登校児童・生徒のための体験型学校—高尾山学園の試み』2015年, 2頁。
- 22 同上, 5～8頁。
- 23 八王子市高尾山学園「平成25年度学校経営計画」2013年。
- 24 八王子市高尾山学園「平成25年度学校要覧」2013年, 2頁。
- 25 前掲, 「平成25年度学校経営計画」。括弧内の記述は引用者による。
- 26 前掲, 『平成17年度実践報告会紀要』, 61頁。
- 27 前掲, 「平成25年度学校要覧」, 3頁。指導補助員の数については, 前掲『平成27年度 はちおうじの教育統計』, 68頁。
- 28 訪問調査時の配布資料。
- 29 訪問調査時の配布資料, および前掲, 「平成25年度教育課程表」, 4頁。
- 30 訪問調査時の配布資料, および前掲, 『平成17年度実践報告会紀要』, 87頁。
- 31 前掲『八王子市における登校支援ネットワークの構築と個票システムの確立に関する報告書』, 19頁。
- 32 小林正幸『事例に学ぶ 不登校の子への援助の実際』金子書房, 2004年。
- 33 前掲, 『八王子市における登校支援ネットワークの構築と個票システムの確立に関する報告書』, 34頁。
- 34 京都市立洛風中学校「洛風中学校の概要」2015年, 6頁 (<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/data/201704/z/6/1641399.pdf>, 2016/03/12取得)。
- 35 京都市教育委員会「こども相談センターパトナ 概要」平成25年, 2頁。
- 36 同上, 6頁。
- 37 <http://www.edu.city.kyoto.jp/patona/fureainomori.html>, 2016/03/11取得。
- 38 欠席日数が0日であっても「気になる児童」や, 病気やフリースクール登校で年間30日以上欠席する可能性のある児童について, 毎日, 教育委員会に報告されることになっている。訪問調査時の配布資料。

- 39 訪問調査時の配布資料。
- 40 京都市教育委員会「フリースクール等と連携した不登校対策事業について(周知)」2014年。
- 41 「京都市不登校の子ども支援サイト」, <http://www.edu.city.kyoto.jp/seitoshido/consultation/index.html>, 2016/03/11取得。
- 42 前掲, 「洛風中学校の概要」, 6頁。
- 43 京都市立洛友中学校『夜空 第7集』2014年, 資料編3頁, 8頁。
- 44 京都市「平成21年度学校基本調査の集計結果(確定値)」, 同「平成26年度学校基本調査の集計結果(確定値)」, および訪問調査時の配付資料を元に筆者作成。
- 45 前掲, 「洛風中学校の概要」, 2-3頁。
- 46 京都市立洛友中学校「洛邑の志」(訪問調査時配付資料), 1頁。
- 47 前掲, 「洛風中学校の概要」, 1-16頁。
- 48 前掲, 『夜空 第7集』, 資料編1-3頁。
- 49 京都市立洛風中学校『洛風の Kiseki since 2004』2008年, 23-24頁。
- 50 京都市立洛風中学校『洛風の Kiseki II』2011年, 77-90頁。
- 51 前掲, 『夜空 第7集』, 資料編2頁, 69頁。
- 52 大和郡山市「構造改革特別区域計画」平成15年, 2頁。
- 53 同上, 3-5頁。および大和郡山市「平成25年度 大和郡山市 不登校対策総合プログラム」(訪問調査時の配布資料)。
- 54 同上。
- 55 大和郡山市学科指導教室 ASU 「『ASU』10年の歩みと進路保障への挑戦」(訪問調査時配布資料), 13頁, 16頁。
および, 千原雅代編『不登校の子どもと保護者のための〈学校〉—公立の不登校専門校 ASU における実践』ミネルヴァ書房, 2016年, 68-69頁。
- 56 同上, 69頁。
- 57 大和郡山市教育委員会「学科指導教室『ASU』における調査書等の作成について(依頼)」(大郡市教委学第261号), 2004年。
- 58 前掲, 「『ASU』10年の歩みと進路保障への挑戦」, 7頁をもとに筆者作成。
- 59 訪問調査時のインタビューによる。
- 60 前掲, 「『ASU』10年の歩みと進路保障への挑戦」, 1頁。
- 61 同上。
- 62 前掲, 「構造改革特別区域計画」, 5-6頁。
- 63 前掲, 「『ASU』10年の歩みと進路保障への挑戦」, 5頁, 11頁。
- 64 前掲, 千原雅代編, 65-66頁。
- 65 同上, 59-62頁。
- 66 前掲, 「『ASU』10年の歩みと進路保障への挑戦」, 9頁。
- 67 同上, 8頁。
- 68 前掲, 千原雅代編, 100-114頁。
- 69 前掲, 「『ASU』10年の歩みと進路保障への挑戦」, 10頁。

The Current Conditions and Problems of Supporting Systems for Truant Students in Local Public Bodies:

Focusing on the Local Public Bodies Settling the Institutions Having the Curriculum
Especial for Truant Students

Taketoshi GOTO

(Associate Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

This paper aims to explore the current conditions of supporting systems for truant students in local public bodies, especially those settling the institutions having the curriculum for truant students. In this paper, I analyzed the supporting systems of Hachiouji-city and its Takaosan-Gakuen, Kyoto-city and its Rakufu Junior High School and Rakuyu Junior High School, and the Yamato-Koriyama-city and its Gakka-Shidou-Kyoushitsu "ASU." Through these analysis, I found that these public bodies have built the supporting "web" for truant students through giving the various measures.

Keywords : Truant Students, Institutions Having the Curriculum Especial for Truant Students,
Supporting Systems